

# 広島ワビサビホステル 宿泊約款

## 【本約款の適用】

第1条 当館の締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館は、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

## 【宿泊引受の拒絶】

第2条 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（満員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力。
  - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、利用施設もしくは利用施設職員に対し、暴力的 requirement行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (7) 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、危険物（ストーブ等の火器、石油類）、法令上所持もしくは使用が禁止される薬物または人体に有害な物品を持ち込むおそれがあると認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (10) その他、正当な理由のあるとき。

## 【宿泊契約の申込】

第3条 当館に宿泊契約の申込をしようとする者は、次に掲げる事項を当館に申し出でなければなりません。

- (1) 宿泊者の氏名、住所および電話番号。
  - (2) 宿泊日、到着予定期刻、申込者の氏名および電話番号。
  - (3) その他、当館が必要と認めた事項。
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理

します。

### 【宿泊契約の成立等】

- 第4条 宿泊契約は、当館が前条の申込を承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 当館は、宿泊契約が成立した時に、期限を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。この場合、当館が定めた期限までに当該予約金をお支払いただきます。
  3. 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があるときは、これを返還します。

### 【宿泊者による宿泊契約の解除】

- 第5条 当館は、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部または一部を解除したときは、下記キャンセルポリシーに基づき、違約金を申し受けます。

#### (キャンセルポリシー)

- (1) 宿泊日2日前の予約キャンセル：宿泊料金の30%
  - (2) 宿泊日1日前の予約キャンセル：宿泊料金の80%
  - (3) 宿泊当日の予約キャンセル：宿泊料金の100%
  - (4) 無連絡キャンセル：宿泊料金の100%
2. 当館は、宿泊者が事前の連絡なく宿泊日の午後10時（到着予定期刻が明示されていた場合は、当該時刻の2時間後）を経過しても到着しないときは、申込者より宿泊契約が解除されたものとみなし、処理することがあります。
  3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延その他により宿泊者の責に帰さない事由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただけません。

### 【当館による宿泊契約の解除】

- 第6条 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第10号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第3条第1項各号規定の各事項を申し出ていただけないとき。
  - (3) 第4条の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払がないとき。
  - (4) 宿泊者以外の者を客室内に入れたとき。
  - (5) ベッドでの寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則における禁止事項に従わないとき。
2. 当館は、前項各号の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。すでに収受した予約金があるときは、当該予約金から宿泊契約解除までの宿泊料金を控除した残額を返還します。

## 【宿泊の登録】

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事項を登録してください。

- (1) 第3条第1項第1号の事項。
- (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日（旅券の写しをいただきます。ただし、日本国内に住所を有する場合はこの限りではありません。）。
- (3) 出発日。
- (4) その他、当館が必要と認めた事項。

## 【チェックイン・チェックアウトタイム等】

第8条 宿泊客が当館に入館いただける時刻（チェックインタイム）は午後4時からとし、

また当館より退館いただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。

2. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後4時から午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
3. 当館は原則として、午前10時以降のチェックアウトタイムの延長はいたしません。
4. チェックアウト時間が出発日の午前10時を超えた場合には、レイトチェックアウト代として、超過1時間につき1,000円をお支払いただきます。ただし、当該超過料金については、超過1日あたり1泊分の宿泊料金を限度として申し受けます。
5. 延長または延泊をご希望の宿泊客は、チェックアウトタイム（午前10時）までにフロントへその旨を申し出、当館が承諾した場合に限り、延長または延泊が可能となります。この場合の延長料金または延泊料金は、当館が承諾したときにお支払いいただきます。
6. 宿泊客がチェックアウトしたのち、フロントスペース等の客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。
7. 前各項にかかわらず、当館は、チェックインタイムおよびチェックアウトタイムを変更する場合があります。

## 【料金の支払い】

第9条 宿泊料金は、宿泊者がチェックインのときまでに当館のフロントにおいてお支払ください。

2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 【利用規則の遵守】

第10条 宿泊者は、当館内においては、当館の定める利用規則に従っていただきます。

## 【当館の責任】

第11条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊客が当館フロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり、宿泊者が出発するためにチェックアウトした時に終わります。

2. 当館の責に帰すべき事由により、宿泊者に客室を提供することができなくなったときは、天災その他やむを得ない事由により困難な場合を除き、その宿泊客に、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。この場合において、客室の提供ができない日の斡旋先の宿泊施設の1泊分の宿泊料金が当館予約時における当館の1泊分の宿泊料金を上回るときは、当館がその差額をお支払いたします。
3. 宿泊客が当館の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。

### 【寄託物等の取扱い】

- 第12条 宿泊者が当館フロントにお預けになった物品について、当館が保管中に滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが次項に定める不可抗力である場合を除き、当館は、5万円を限度として、その損害を賠償いたします。
2. 次の各号の場合は、寄託物の滅失、毀損等の損害が生じても当館は責任を負いません。
    - (1) 次項（寄託できないもの）に掲げる物品への滅失、または毀損の損害
    - (2) 天災事変等の不可抗力による場合
    - (3) 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合
    - (4) 第三者の不法行為による滅失または毀損等の損害
    - (5) その他、当館の責に帰さない場合
  3. 次の各号に掲げる物品はフロントではお預かりできません。
    - (1) 金銭、貴重品（証券、貴金属類、重要書類、設計図面等および寄託者において貴重品と判断されるもの）
    - (2) 死体
    - (3) 動物
    - (4) 指揮性または爆発物等の危険品
    - (5) 鉄砲、刀剣類および犯罪に供されるおそれのあるもの
    - (6) 臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの
    - (7) 不潔なものおよび保管場所を汚損・毀損するおそれのあるもの
    - (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの
    - (9) その他、当館が保管に適さないと認められるもの
  4. 宿泊者が当館内にお持込になった物品のうち、フロントに預けなかつた物については、当館に故意または重大な過失がない限り、その滅失、毀損等の損害が生じても、当館は責任を負いません。

### 【手荷物または携帯品の保管】

- 第13条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとる事

とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めることが出来る（ただし、義務ではない）ものとします。

### 【駐車の責任】

第14条 当館には駐車場はございません。公共交通手段をご利用いただきご来館ください。

### 【宿泊者の責任】

第15条 宿泊者の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当館は、当該宿泊者に対し、その損害賠償を請求できるものとします。

### 【コンピュータの通信の使用】

第16条 当館内でのコンピュータ通信の利用にあたっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

2. コンピュータ通信の利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館および第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害については、その損害相当額を申し受けます。

### 【専属的合意管轄および準拠法】

第17条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当館の本店所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

### 【本約款の変更】

第18条 この約款に定めない事項および営業を行う上で当館が必要であると判断した場合は、事前に予告なく変更することがあります。

以上